

令和3年3月定例教育委員会会議録

1. 日 時 令和3年3月25日（木）午後2時5分～午後3時5分
2. 場 所 市役所新館4階 第1委員会室
3. 出席者
教育長 大下 達哉 教育長職務代理者 植原 和彦 委 員 谷口 馨
委 員 野口 和江
4. 事務局出席者
教育総務部長 藤浪 秀樹／学校教育部長 和泉 全史／生涯学習部長 牟田 親也
総務課長 高井 哲也／学校適正配置推進課長 池内 正彰
学校給食課長 井出 英明／学校管理課主幹 寺埜 朗／産業高校学務課長 樋口 泰城
学校教育課長 倉垣 裕行／人権教育課長 八幡 泰輔／生涯学習課長 寺本 隆二
スポーツ振興課長 庄司 彰義／郷土文化課長 西村 久美子／図書館長 橋本 純
こども園推進課長 津田 伸一／総務課参事 松本 秀規／総務課参事 井上 慎二

開会 午後2時5分

前回会議録について承認された。本会議録署名者に植原教育長職務代理者を指名した。
傍聴人0名。

○大下教育長

ただいまから、3月定例教育委員会会議を開催します。

報告第16号 「岸和田市立小・中学校適正規模及び適正配置実施計画（第1期）（案）」地域説明会開催について

報告第17号 岸和田市立幼稚園及び保育所再編方針【改訂】、岸和田市立幼稚園及び保育所再編個別計画（案）市民説明会の開催について

○大下教育長

報告第16号について、説明をお願いします。

○池内学校適正配置推進課長

報告第16号につきましては、「岸和田市立小・中学校適正規模及び適正配置実施計画（第1期）（案）」地域説明会開催についてです。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりまして当初今年の1月中旬から開催を予定していましたが、延期となっておりました地域説明会を改めて開催いたします。

周知方法につきましては、対象校区の校区連合町会長等へ事前連絡を3月22日にさせていた

だきました。市ホームページには3月23日に掲載をさせていただきました。その中で今回新たな取り組みとしまして各回の説明内容につきましては、後日、動画サイトを通じて順次配信予定です。他にもご質問等、メールでのお問い合わせもできるようにフォームも作っています。

「広報きしわだ」4月号は広報広聴課が3月26日に業者に配付を予定しており、それにも地域説明会についての内容を掲載しています。

保護者宛て、開催のお知らせチラシを新年度の始業式に配布を考えています。対象校及び関係校につきましては、浜、中央、旭、太田、天神山、東葛城、修斉、城東、山直北、山直南、山滝、常盤の12小学校と山滝、葛城の2中学校です。

この他、対象校区及び関係校区に所在する公立・民間の就学前児童施設にも今回同じチラシを配付する予定です。

○大下教育長

報告第17号も関連しますので、津田こども園推進課長、説明をお願いします。

○津田こども園推進課長

報告第17号につきましては、岸和田市立幼稚園及び保育所再編方針【改訂】、岸和田市立幼稚園及び保育所再編個別計画（案）市民説明会の開催についてです。

先ほど池内学校適正配置推進課長が説明させていただきましたことと、ほぼ同様の内容となっています。説明会の開催日時、場所については概要のとおりです。4月以降市民説明会のチラシを各市立保育所及び幼稚園に送付させていただき、掲示していただく予定です。

○大下教育長

説明が終わりました。この説明会については、当日参加できない方の対応をどうするのかというご意見が事前にありましたので、あわせて後日説明会の説明内容についてはオンラインで見ただけのようにさせていただき予定です。またそれを見られた市民の方からご質問があったり、ご意見があったりすれば、それぞれ市の担当課からご回答するなり、説明させていただくという取り扱いとさせていただき予定です。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。ないようですので、報告として承りました。

これが一通り終わる頃には、公民館、社会体育施設の再編についての市民説明会が始まります。

報告第18号 小学校への寄贈について

○大下教育長

報告第18号について、説明をお願いします。

○寺埜学校管理課主幹

報告第18号につきましては、小学校への寄贈についてです。

寄贈が2件あります。まず1点目、「テレビ岸和田 れんらくちょう」を令和3年度市内小学1年生の児童数分をいただきました。換算額は不明です。寄贈目的は、岸和田市立小学校に入学する新1年生に利用してもらうためです。寄贈者は岸和田市作才町1丁目株式会社テレビ岸和田代表取締役の米田智範様、寄贈年月日は令和3年2月18日です。

2点目は寄贈品名自転車1台、換算額は20千円です。寄贈目的は八木小学校・幼稚園の教育活動に使用のためです。寄贈者は岸和田市大町4丁目レックスガーデン町会の西村 正様です。

寄贈年月日は令和2年12月8日です。

○大下教育長

説明が終わりました。町会から自転車のご寄贈ですが、何かきっかけがあったのでしょうか。

○寺埜学校管理課主幹

何故自転車かは把握していませんが、レックスガーデン町会様からはよくご寄贈をいただいています。

○大下教育長

本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。ないようですので、報告として承りました。

報告第19号 市民公開講座「アーチェリー講座」の開催について

○大下教育長

報告第19号について、説明をお願いします。

○樋口産業高校学務課長

報告第19号につきましては、市民公開講座「アーチェリー講座」の開催についてです。

対象者は、岸和田市在住の小学校4年生～中学校3年生です。日時は、5月から11月の土曜日若しくは日曜祝日の午前9時から11時で全12回です。場所は、岸和田市立産業高等学校アーチェリー場です。定員は、初級8名、中級8名で申し込み多数の場合は抽選します。実習費は、6千円で、講師は、岸和田市立産業高等学校教員です。

申込は、往復はがきで4月19日（月）必着です。

周知方法は、「広報きしわだ」4月号、市ホームページに掲載します。後は市内の小中学校にチラシを配布する予定です。

○大下教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○野口委員

産高のアーチェリーは伝統がありますので、これに参加したことをきっかけに産高に進学してきた方はいらっしゃいますか。

○樋口産業高校学務課長

来年度一人これに参加した方が入学されます。

○野口委員

オリンピックを目指すくらい頑張っ欲しいですね。

○大下教育長

ほかにいかがでしょうか。ないようですので、報告として承りました。

報告第20号 岸和田市立産業高等学校への寄贈について

○大下教育長

報告第20号について、説明をお願いします。

○樋口産業高校学務課長

報告第20号につきましては、岸和田市立産業高等学校への寄贈についてです。

寄贈品名は、空気清浄機5台で、換算額は999,460円です。寄贈目的は、新型コロナウイルス対策のため、寄贈者は、岸和田市下池田町1丁目岸和田千亀利ライオンズクラブ会長谷脇廣行様で、寄贈年月日は令和3年3月8日です。いただいた空気清浄機は産業高等学校の食堂に3台、定時制特別活動室に2台設置します。

○大下教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。ないようですので、報告として承りました。

報告第21号 防犯ブザーの寄贈について

○大下教育長

報告第21号について、説明をお願いします。

○倉垣学校教育課長

報告第21号につきましては、防犯ブザーの寄贈についてです。

寄贈品名は、防犯ブザー、市内市立小学校新1年生児童数分1,846個です。寄贈目的は児童の安全確保を図るために、大阪府民共済生活協同組合様からいただいています。これは大阪府が一括して窓口となって府内の全ての小学校に例年同じようにいただいています。3月下旬に順次学校に配布予定です。昨年度いただいたものと全く同じ物です。

○大下教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○野口委員

これを使用した事例・案件はなかったでしょうか。

○倉垣学校教育課長

特段これが直接関わったという事案は聞いていません。

○野口委員

学年が上がっても皆さん着けてられるのでしょうか。

○倉垣学校教育課長

もの凄く長持ちするという訳ではありませんので、実態としては低学年の間は着けています。

○大下教育長

ネジが付いているので電池交換はできそうですね。

ほかにかがででしょうか。ないようですので、報告として承りました。

報告第22号 岸和田城天守閣の展示について

○大下教育長

報告第22号について、説明をお願いします。

○西村郷土文化課長

報告第22号につきましては、岸和田城天守閣の展示についてです。

展示名は「企画展 年中行事からみた岸和田 ～地域に残る風習～」です。会期は令和3年3月3日から令和3年6月27日までの約4か月間の予定です。

趣旨としましては、年中行事とは、一年のうちで、一定の時期に慣例として行われる行事の

ことです。年中行事は、時代を経るごとに行事・風習として根付き、私たちの生活に欠かせないものとして受け継がれてきました。今回の企画展では、年中行事に焦点を当て、岸和田に残る地域の歴史・文化を紹介したいと思い企画展を計画しました。

主な展示資料ですが、1月に報告させていただいた瀧原家からご寄贈いただいた年頭後礼帳と葛城踊りの衣装・太鼓、土生鼓踊りの太鼓・樽のほか23点展示しています。

周知方法については、「広報きしわだ」3月号、市のホームページ掲載させていただきました。ポスター、チラシを各公共施設・小中学校へ配布しています。また地域のコミュニティ誌等への掲載も予定しております。今回は小中学生にも見ていただきたいと考え、小中学生対象に展示説明会を3月20日の土曜日に2回計画し開催しました。参加人数は非常に少なかったので、今後PR方法等を検討し子ども達にも伝えていけるようなことを考えていけたらと思っています。

次に添付させていただいている資料をご覧ください。左上は「緋緘裾濃胴丸具足 江戸時代」のもので、胴や大袖など各部の上段を白糸、下段にいくに従って濃い色目の糸で威した甲冑です。平和な時代が続いた江戸時代、大名家などでは古い形式を模して装飾性豊かな甲冑が作られました。落ち着いた時代の甲冑となっています。この甲冑を使っての行事ですが、正月行事の一つに具足鏡開きがあり、甲冑を飾りそれらとともに餅を供え、正月11日には備えていた餅を祝儀を行った後に欠き割って食べたそうです。次に、右ですが岡部家ゆかりのひな人形です。いろいろな時代の人形が混ざったひな人形です。また、チラシにもありますが同じく岡部家から寄贈いただいた江戸時代のひな人形も展示しています。その下は葛城踊りの写真と着物と太鼓です。葛城踊りですが、府指定無形民俗文化財で、江戸時代に和泉葛城山を中心とした塔原、相川、河合、木積、蕎原の五か村の人たちが、葛城山頂の八代竜王社に降雨を祈願・感謝するために行った、雨ごいまたは雨礼踊りです。明治時代末以降一時途絶えましたが、昭和30年に塔原町で復興され、現在は毎年8月14日夕刻、塔原町内にある弥勒寺の境内で奉納されています。また、写真はありませんが、土生鼓踊りは、室町時代、日照りが続いた時に土生の百姓たちが葛城山頂に登り雨乞いをしたところ、たちまち願いが届き、雨が降ったので、土生神社の神前に供えられていた酒樽や太鼓をたたいて喜びをあらわしたのが始まりと伝えられています。

○大下教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○谷口委員

葛城踊りや土生鼓踊りは踊りですので、写真よりもむしろ動画で是非展示していただけたらと思います。毎年これらを見に行っていたので、写真で見ると全然違うので、昔の緩やかな踊りの感覚を見るためには写真ではなかなか分かりにくいので、動画が保存されているのであれば、一緒に流していただけたらと思います。

○西村郷土文化課長

音が出るものや、動画を検討し流したいと思います。

○大下教育長

小中学生対象の展示解説は参加者は何名でしたか。

○西村郷土文化課長

子ども二人と母親の一組でした。

○大下教育長

良い試みだと思いますので、周知方法を工夫してください。産業高校のアーチェリー講座の募集のように直接学校に情報が届くようにしてはどうでしょうか。

○西村郷土文化課長

直接したのですが、申し込み期間が短かったことも一因かもしれません。そのあたりも含め検討します。

○野口委員

土生鼓踊りは旭小学校で毎年中学年が地元の方に来ていただいて歴史を学んだ上で実際に一時間かけて踊りを習っていたのですが、今でも続いているのですか。ご存知ないでしょうか。

とても魅力的な踊りで、ちょっと変わったリズムですので、とても難しいですが子どもたちのために一生懸命教えていただいていたので、当該の学校に十分周知すれば、もう少し参加者が増えるのではないかと思います。

○西村郷土文化課長

確認させていただきます。

○大下教育長

去年はコロナの影響で難しかったかもしれませんが、基本として続いているかどうか確認してください。

ほかにいかがでしょうか。ないようですので、報告として承りました。

報告第23号 展示、研究活動用物品の寄贈について

○大下教育長

報告第23号について、説明をお願いします。

○西村郷土文化課長

報告第23号につきましては、展示、研究活動用物品の寄贈についてです。

寄贈品名は 貝塚市蕎原産アンモナイト・貝類付着標本1点です。寄贈目的は岸和田自然資料館の研究資料および展示資料に資するためです。寄贈者は大阪市住之江区にお住いの伊達芳正様です。寄贈年月日は令和3年2月7日です。

この化石について説明させていただきます。貝塚市蕎原で1997年に寄贈者が採集したパキディスクスという種類のアンモナイトにカキの祖先にあたる貝類が全体に付着した標本です。このアンモナイトは白亜紀後期、約6,700万年前に海で生息していたもので、貝類が付着したのは、アンモナイトの死後であると考えられています。アンモナイト本体の大きさも直径約40cmの大型のもので、また貝類が付着しているような標本は、国内でも希少なものと言われています。

寄贈者の伊達様ですが、蕎原や泉南、和歌山等で個人で化石採集をされており、専門家並みの調査研究もされています。当館においても開館当初からご協力いただいている方で、当館主催のアンモナイト採取会や展示会にもご協力いただき、展示会にはご自身のアンモナイトも出品されています。今回のアンモナイトは、珍しいもので、自然資料館の学芸員によると国立博物館に寄贈されてもいいぐらいの標本であるらしいですが、寄贈者様が地域の子供たちに見せ

てあげたいという気持ちもあり当自然資料館にご寄付いただきました。

展示については、なるべく早くしたいですが、整理や説明文作成もあり、ゴールデンウィーク前には展示させていただきたいと考えています。

○大下教育長

学芸員の方が見せ方を工夫されると思いますが、一見するとアンモナイトに見えないので、例えばX線で撮れば貝の形が見えると思います、そういった何か工夫をお願いします。

本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。ないようですので、報告として承りました。

報告は以上ですが、他に何かありませんか。ないようですので、議案の審議に移ります。

議案第 20 号 岸和田市教育委員会事務分掌規則等の一部改正について

○大下教育長

議案第 20 号について、説明をお願いします。

○高井総務課長

議案第 20 号につきましては、岸和田市教育委員会事務分掌規則等の一部改正についてです。

岸和田市教育委員会事務分掌規則及び岸和田市教育委員会事務決裁規程の規定の整備を図ろうとするものです。

まず、岸和田市教育委員会事務分掌規則について、改正の理由は、教育委員会事務局の業務の見直しにより、生涯学習部生涯学習課が所管している学校と地域の連携に関することを、学校教育部学校教育課の所管にすることとしたためです。

改正内容については、第 9 条第 2 号ア学校教育課の（ケ）と（コ）をそれぞれ（コ）と（サ）にひとつずつ繰り下げ、「（ケ）学校と地域の連携に関すること」を加えています。

なお、生涯学習課の事務分掌に関しては、改正はありません。

次に岸和田市教育委員会事務決裁規程について、改正の理由は、責任に応じた適正な専決権の付与により、行政の効率的運営と責任の明確化を図り、もって市民サービスの向上に資するためです。

改正内容については、共通専決事項「（1）出張命令及びその復命に関すること」を、「ア外国旅行又は宿泊を伴う旅行に係るもの」と「イ ア以外のもの」に分け、「イ」に部長自身の専決権を付与します。「（2）欠勤、休暇、遅参及び早退を許可し、又は承認すること」を、「ア病気休暇又は介護休暇に係るもの」と「イ ア以外のもの」に分け、「イ」に部長自身の専決権を付与することとしています。

また、次のページの教育総務部総務課に関する専決事項について、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の承認に関することを部長の専決事項に加えることとするものです。

いずれも、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとしています。

また、事務決裁規程についての補足ですが、書類上は部長自身で専決することになりますが、出張や休暇に関しての出退勤システム上では、部内の課長に承認等を求めるように進めています。部長自身が専決をすることになると、もし何かあった時に誰かの目で確認していた方が良

いのではないかという考えからです。

○大下教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○植原教育長職務代理者

以前は部長の休暇等は教育長の決裁でしたが、部長自身の専決に改正し、課長が調べるということになるのですね。

○藤浪教育総務部長

今は勤怠管理は機械で入力しますので、システム上課長が確認することになります。

○大下教育長

市長部局は各部長の動向については副市長が専決していますが、その権限を部長自身に下ろしたという動きがありましたので、教育委員会もそれに準じて改正しようということになりました。ただ自ら出勤管理をするということは好ましくないので、事実上直属の部下にチェックをさせるということで内部統制がかかるようにしました。

一つ目の方は生涯学習部が関係している地域との関わりの中で特に学校教育に強い部分については学校教育部で所管する方が相応しいであろうという判断の下に事務を移し、担当している指導主事についても学校教育部の所管に替えるということになります。人付きで事務を移したということです。

○野口委員

これまでも学校と地域の連携に関することというのは、生涯学習課の所管には無かったのでしょうか。

○高井総務課長

これまでは、「その他青少年の健全育成に関すること」に含めていましたので、削除されるものはありません。

○大下教育長

ほかにいかがでしょうか。ないようですので、原案のとおり承認することとします。

議案第 21 号 押印見直しに係る規則等の制定及び一部改正について

○大下教育長

議案第 21 号について、説明をお願いします。

○高井総務課長

議案第 21 号につきましては、押印見直しに係る規則等の制定及び一部改正についてです。

「地方公共団体における押印見直しマニュアル」では、行政手続又は内部手続に係る事務のうち、押印を求める合理的な理由がないものにあつては、押印を要しないこととすることから、「岸和田市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則」の制定及び「岸和田市教育委員会文書管理規程」の一部改正を図ろうとするものです。

「岸和田市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則」の制定の理由は、行政手続及び内部手続に係る事務のうち、押印を求める合理的な理由がないものにあつては、押印を要しないこととしたことから、規定の整備を図るとしたものです。

第 1 条に規則を制定した趣旨を、第 2 条で押印の省略について規定しています。なお、この

規則は、公布の日から施行としています。

第2条の「教育長が別に定めるもの」については、押印不要とする「教育委員会規則名」及び「書類名」の一覧表を作成し、規程形式で定めます。対象となる規則の一覧を作成し、一括で押印不要とする規程を制定することで、規則ごとに改正する必要がなくなります。

押印を不要とする判断基準について、基準①の「押印を求める趣旨の合理性の有無」について、押印を求める3つの趣旨として、「本人確認」、「文書作成の真意確認」、「文書内容の真正性の担保」があり、趣旨に対する効力が限定的、乏しいもので合理性を欠く場合には押印を原則廃止します。

基準①で合理性がある場合については、基準②「押印を求める趣旨の代替手段の有無」について、「オンライン申請」、「メール申請」、「窓口・郵送申請」により代替が可能な場合、押印廃止。代替不可の場合、押印存続というように、これらの基準で判断します。

次に岸和田市教育委員会文書管理規程の一部改正について、改正の理由は、文書の押印を求める手続を見直すこととしたことから、関係する規定の整備を図ることとしたほか、その他所要の規定の整備を図ろうとするものです。

改正内容については、第25条「発送文書の取扱い」の規定中、下線部の「相手方により押印を要しないものとされた手続に係るものを除き」を加えることで、相手方で押印を要しないとされた全ての発送文書に公印・契印の押印が必要なくなります。

この改正については、令和3年4月1日から施行することとしています。

○大下教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○植原教育長職務代理者

これも市長部局の取り扱いと同じですか。

○高井総務課長

同じ規定にあわせています。

○大下教育長

ほかにいかがでしょうか。ないようですので、原案のとおり承認することとします。

議案第22号 岸和田市教育委員会表彰に基づく追加表彰について

○大下教育長

議案第22号について、説明をお願いします。

○庄司スポーツ振興課長

議案第22号につきましては、岸和田市教育委員会表彰に基づく追加表彰についてです。

令和2年10月以降に、大阪府大会以上の規模のスポーツ大会で、優勝するなどの成績を収められた方について、岸和田市教育委員会表彰規則第4条第2号に基づき追加表彰するものです。本来であれば4月に開催します「岸和田市民スポーツ大会総合開会式」にて表彰するのですが、今年は中止ですので個別に表彰状と記念品をお渡しする予定です。

対象は3名の方で国体に出場された方と大阪府大会で優勝された方です。

○大下教育長

表彰状について個別にお渡しするということですね。本件について、何かご意見、ご質問は

ございませんでしょうか。

○谷口委員

表彰の時に優勝される方はとても努力されて素晴らしいと思うのですが、たくさんの努力はされているが評価はされない方がたくさんいると思います。難しいですが、そこを何か評価することはできないでしょうか。例えば親子三代で続けているとか、学校の部活動で入部した人が全員卒業まで続けたなど、そういうことも評価されても良いのではないかと思います。そういう目を見ていただいてスポットがあたっている人以外の所に何か評価するシステムがあれば良いと思いますので、よろしくお願いします。

○大下教育長

よく裏方の人を表彰することはありますが、それだけではなく選手としてもコツコツと努力をしている人ということですね。推薦を受けて表彰するというのも一つの方法かもしれません。一度スポーツ振興課で検討してください。

ほかにはいかがでしょうか。ないようですので、原案のとおり承認することとします。

議案第 23 号 人権教育基本方針、人権教育基本的推進方向、在日外国人教育に関する指導の指針の改訂について

○大下教育長

議案第 23 号について、説明をお願いします。

○八幡人権教育課長

議案第 23 号につきましては、「人権教育基本方針」、「人権教育基本的推進方向」、「在日外国人教育に関する指導の指針」の改訂についてです。

既に策定している「人権教育基本方針」、「人権教育基本的推進方向」、「在日外国人教育に関する指導の指針」について、今日的な動向を踏まえ追記をするとともに、文言の整理なども行いましたので、その内容についてご審議いただくものです。

大きな変更点としましては、新型コロナウイルス感染症に伴う差別や偏見について、また、日本語指導の必要な子どもへの支援の充実について追記しております。主な変更点を順にご説明いたします。

まず、「人権教育基本方針」をご覧ください。4 段落目に、個別の人権課題を記載しておりますが、新型コロナウイルス感染症に伴う社会的な情勢について追記しています。

次に、「人権教育基本的推進方向」をご覧ください。リード文の 1 段落目ですが、基本方針に既に記載されている内容と重なる部分について削除しています。

各項目についてですが、まず、【女性の人権問題】には、セクシャル・ハラスメントやDVを追記しています。【子どもの人権問題】については、文章の入れ替えをして、整理をしています。【障がい者の人権問題】については、2 段落目に、当初『『リハビリテーション』と『ノーマライゼーション』の理念のもと』と記載があったのですが、これまで、「ともに学び、ともに育つ」をテーマに取組みを進めて来たことや、国・府の方向性を踏まえ、「インクルーシブ教育」と文言を変更しています。【在日外国人の人権問題】については、2 段落目の「平成 28 年～」の部分の 1 段落目に移し、文意が通りやすくしました。また、本名使用について、府の人権教育基本方針をもとに追記をしています。【その他の人権問題】には、個別の人権課題

として、新型コロナウイルスに関する記載を追記しています。

次に、「在日外国人教育に関する指導の指針」をご覧ください。5番目として、新たに日本語指導の必要な子どもへの指導の充実について追記しています。ここ数年、日本語指導が必要な子どもが増加している状況を踏まえ、学校園生活への円滑な適応と、生活・学習言語の獲得、日本語指導の充実について努めるよう記載したものです。

以上、改訂につきまして、ご審議いただきますようお願いいたします。

○大下教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○野口委員

今日的な動向や課題がコロナや日本語指導が必要な子どもたちのことということはよく分かりました。「人権教育基本的推進方向」でリード文が削除されたのも基本方針との重複があるということでもよく分かりました。言葉の問題で「人権教育基本的推進方向」の中の【女性の人権問題】の中に「デートDV」という言葉が入っているのですが、ドメスティック・バイオレンスという言葉は社会的な地位を占めている言葉だとは思いますが、「デートDV」という言葉がこういった公の文書の中で使う事は今は適しているのでしょうか。もう一点、【子どもの人権問題】の所で体罰に関わる表記が削除されたと思うのですが、体罰については子どもの人権問題の中で記載しておかなくても良いのかと感じました。

○八幡人権教育課長

「デートDV」の表記ですが、新しい課題としては取り上げられることはあります。これらをもう一度見直すにあたって大阪府の方針も見ましたがこの文言が入っていました。なお且つ以前に人権・男女共同参画課が人権推進課の時に「デートDV」の高校生向けの資料を作りまして配布したということもありますので、全く相応しくない言葉ということはないと思っています。

体罰につきましては、無い事が当然ということはあるのですが、こちらについては一度検討します。

○大下教育長

体罰の件は、【子どもの人権問題】の1行目の所の「家庭における児童虐待」という記載がありますが体罰というのは家庭だけに限りませんから、学校であったり、場合によっては地域であったり団体の中であったりしますので、その辺りを少し工夫してください。

○八幡人権教育課長

分かりました。

○谷口委員

【子どもの人権問題】のところにある「インターネットを通じて行われる」とありますが、今の時代ではインターネットというよりは「SNS」とした方が分かりやすいのではないかと思います。それと「仲間はずし」という言葉ですが、意味は分かるのですが一般的な表現なのでしょうか。

○八幡人権教育課長

その状況をどう表現するかというと「仲間はずし」という表現になり、よく使われます。

○大下教育長

ほかにいかがでしょうか。ないようですので、原案のとおり承認することとします。

以上で全ての案件が終了しましたが、他に何かございませんか。

ないようですので、これもちまして本日の定例教育委員会会議を閉会します。

閉会 午後3時5分

本会議録に相違ないことを認め署名する。

教育長

署名委員